法人税実務事例検討

100%子会社から親会社に無対価の分割型分割をした場合の税務上の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

100%子会社から親会社へ無対価により事業の一部を分割をした場合には、その分割は税制 適格の分割型分割となることから、移転簿価純資産価額に相当する金額が分割承継法人である 親会社の資本金等の額と利益積立金額に区分して加算されることになる。

事

当社は10年ほど前に100%子会社化した資本金1千万円のA社から賃貸用不動産を吸収分割により移転を受けることとしました。

そして、A社の株式は当社がすべて保有していることから、無対価での吸収分割とし、この分割が税制適格の分割型分割に該当することから、分割移転割合に相当するA社株式の取崩しとA社株式消滅差益を計上しました。

また、A社は、保有する賃貸用不動産の帳簿価額100,000,000円とその賃貸用不動産に係る抵 当権付きの借入金60,000,000円を分割対象としているため、差額40,000,000円の繰越利益金を取 り崩しました。

この場合において、当社及びA社の税務処理はどのようにすればよいですか。

【分割直前のA社の資産及び負債】

資産	300,000,000円	負債	200,000,000円
		資本金	10,000,000円
		その他資本剰余金	0円
		繰越利益金	90,000,000円